議案第15号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

東京都後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、議決を求める。

平成28年3月2日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により規約を変更することについて協議したいので、本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月1日東京都知事許可)の 一部を次のように変更する。

第2条及び第8条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附則第8項中「平成26年度分及び平成27年度分」を「平成28年度分及び 平成29年度分」に、「平成26年4月1日現在」を「平成28年4月1日現在」 に改め、同項を附則第5項とする。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第 18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略)	第1条 (略)
(広域連合を組織する地方公共団体) 第2条 広域連合は、別表第1に掲げる東京都の区域内の全ての特別区(以下「区」という。)、市、町及び村(以下「関係区市町村」という。)をもって組織する。	(広域連合を組織する地方公共団体) 第2条 広域連合は、別表第1に掲げる東京都の区域内の <u>すべて</u> の特別区 (以下「区」という。)、市、町及び村(以下「関係区市町村」という。) をもって組織する。
第3条~第7条 (略)	第3条~第7条 (略)
(広域連合議会議員の選挙の方法) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 広域連合議会議員の当選人は、前条第2項第1号に掲げる者の選挙に あっては全ての区の議会の、同項第2号に掲げる者の選挙にあっては全 ての市の議会の、同項第3号に掲げる者の選挙にあっては全ての町及び 村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定 数に達するまでの者とする。	(広域連合議会議員の選挙の方法) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 広域連合議会議員の当選人は、前条第2項第1号に掲げる者の選挙に あっては <u>すべて</u> の区の議会の、同項第2号に掲げる者の選挙にあっては <u>すべて</u> の市の議会の、同項第3号に掲げる者の選挙にあっては <u>すべて</u> の 町及び村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙にお ける定数に達するまでの者とする。
第9条~第19条 (略)	第9条~第19条 (略)
附則	附則
$1 \sim 4$ (略)	$1 \sim 4$ (略)
<u>5から7まで</u> 削除	5 平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定に より区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。) 項目 負担割合

高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

<u>項目</u>	<u>負担割合</u>
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

<u>項目</u>	<u>負担割合</u>
審查支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補塡分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント

とする。

- 6 平成22年度分及び平成23年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中
 - 「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	<u>負担割合</u>
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	

章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

<u>項目</u>	<u>負担割合</u>
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

<u>項目</u>	<u>負担割合</u>
審查支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補塡分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。

- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金 及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成 19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の 条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例 で定める割合で算定された額とする。

とする。

- 7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中
 - 「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

<u>項目</u>	<u>負担割合</u>
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目 負担割合

高齢者医療確保法第99条第1項及 び第2項の規定による繰入金並びに 保険料その他高齢者医療確保法第4 章の規定による徴収金(区、市、町及 び村が徴収するものに限る。)

100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

<u>項目</u>	<u>負担割合</u>
審查支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補塡分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金 及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成 19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の 条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例 で定める割合で算定された額とする。

とする。

- <u>5</u> 平成28年度分及び平成29年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中
 - 「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)
- 8 平成26年度分及び平成27年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中
 - 「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1	1項及 100パーセント
び第2項の規定による繰入金寸	並びに
保険料その他高齢者医療確保活	去第4
章の規定による徴収金(区、市、	. 町及
び村が徴収するものに限る。)	

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

- 122	
項目	負担割合
審查支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補塡分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

項目		負担割合
高齢	者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第	2項の規定による繰入金並びに	
保険	料その他高齢者医療確保法第4	
章の持	規定による徴収金(区、市、町及	
び村を	が徴収するものに限る。)	

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審查支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補塡分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成28年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則(平成28年 月 日東京都知事届出)

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。) 附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。) について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成26年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

別表第1・別表第2 (略)